

解説

1 文化元年二月 御奉行所御役所向 言上帳

本帳面は天明元年（一七八一）から文化十四年（一八一七）にわたる六六件二一四点の史料を、年代順・事件別に編纂したものである。形態は縦帳、二つ綴りで、大きさは縦二八・四センチメートル、横二〇・五センチメートルである。表紙には「文化元子年二月吉祥日」と記されているが、作成者と思われる「四谷塩町耆丁め、家主大助」の初出は文化元年十二月の史料からである（件名一覽1-12。以下同）。

帳面冒頭に、三段組で索引項目の記載がある。項目の下の数字は丁数を表していて、厳密ではないが十丁ごとの丁数が、本文の左端上に附記されている（編集の都合上、本翻刻では表記しなかった）。なお、二ヶ所に乱丁があったが、本翻刻では修正を試みた。また、表題のみ・差出宛所のみといった部分が散見されるが、項目と丁数の関係や本文中の修正跡から、落丁というよりは作成者自身が編纂の際に意図的に不要と判断したのではないかと推測される。

文化元年以前には一二件二五五点の史料が確認でき、家守請状・奉公人請状や鉄炮改・切支丹改・御拳場関係などの町人支配・町政な

どに関わる基本史料が目につく。寛政三年（一七九一）三月の塩町耆丁目には、月行事二人を含む二二人の家主が存在したことが確認できる。なお、ここでいう「家主」は、町政に参与する店支配者を意味していて、地主（家持）・家守の区別はみられない。

文化元年以降は、ほとんどの史料に大助が何らかの形で関わっていて、家主大助の町内での活動を知る手がかりとなる。大別する①家主、②五人組、③月行事としての史料に分けられ、若干ではあるが④個人史料も含まれている。

①文化十一年に大助は、役場や町内に勤めるために着用する火事羽織を再び頂戴することを願い出ている（1-54）。初めて頂戴したのが寛政十年十二月というので、この頃に家主になったようである。家主としての一番の役割は、地借・店借にかかわらず店に所属する店子（史料上は「大助店誰々」と呼ばれる）の保証人をつとめることである。店子が訴訟の当事者となったり、奉行所などへ届出や請願を行う際には、連名人となり、その人物の身元保証人となった（1-12・13・14・15・18・23・25・26・27・30・31・33・37・39・58・60・63）。また、店子が欠落あるいは行方不明の場合には、店子が請け負った人物についても家主に保証責任がかかってくる。1-20では、既に帰郷した店子新兵衛が、欠落した奉公人の請人となっていたので、結局、新兵衛の家主・店請人・知人がその奉公人の給金について連帯責任を負った。また、店子が欠落した場合には、人別帳の書き替えを町奉行所へ届出で、残された家族に家財道具の

相続を整えている(1-43)。

なお、博奕で店子が火附盗賊改に召捕えられた場合は、家族がいなければ家主が預り所となる。この資料には博奕に関する史料が多く含まれているが、入牢からお預け、処罰にいたる過程が詳しく解明できる。1-45・46と1-51-53はそれぞれ同じ博奕事件であるが、家主ごとに別の取扱になっている点は興味深い。

ほとんどが町奉行・火附盗賊改に対して提出された書類であるが、「御玄関様」(町名主)に対して、店賃に関するもめ事を訴えている事例もある(1-64)。文化十四年、家主大助の最後の史料は、元店子磯五郎が武家に貸した金を回収できず店賃が払えないとい、武家はすでに返済したといはったので、磯五郎の呼出を願っている訴状である。磯五郎と武家との問題は、1-60にあるように町奉行所での訴訟となり、内済で新規証文に仕立てたことになっている。武家への貸金訴訟は数例あり、最初は上司に訴え、それでも解決できないときに奉行所の力を借り、内済で新規証文に仕立てるのが通例である。史料上では決着したように読みとれるが、実際に回収できたかどうかは一考する必要があるだろう。

②五人組の肩書が史料にあらわれるのは、奉行所への訴状などで当人・当人家主・五人組・名主という差出形態を取る場合か、または、他の家主が当人である場合の保証人である(1-28・29・32・42)。たとえ家主でも、単独で訴訟をおこなう事例は見られない。

③月行事は町の代表者であり、町持の道普請や、町持の場所で発

見された遺骸や捨て子の処理などに責任をもっている(1-22・35・36・57)。町持の道端にある髪結床で起こった博奕事件では、月行事に対しても見回りの責任が問われている(1-19)。四谷塩町老丁目が所属する火消し組合「く組」に関する業務も月行事の取扱となり、龍吐水諸入用の割付など一部史料が混在している(1-55・56)。

④史料の作成者大助については、筒田屋という餅菓子屋であったことがわかる。文化十四年二月十一日には、菓子製の諸道具と餅菓子仲間の株を元養子である田辺太兵衛という人物に譲り渡している(1-62)。株は養子手切として金貳兩貳分で売買された。その他、叔母から養子を貰っている史料などもみられる。

これらの史料からは、町人の生活や行動も伝わってくる。大助の店子伝兵衛は多くの貸金滞訴訟において、当人代人として訴訟人を引き受けている(1-12・13・15)。とくに1-15の事件は、町外の者の代人を引き受けるにいたっている。伝兵衛本人の訴訟もあり、1-18では旗本の借金を請け負わされた知行所二ヶ国二ヶ村の名主を相手取り、三奉行所に裁判を委ねている。最終的には年六兩を二〇年賦で返済することで決着するが、かなりまとまってい詳細な訴訟手続を知ることができる。

また、町人が寺社参詣に出かける史料もあるが、大助が秋葉山に行くことにくらべ、勢州山田へ行くために女手形をとる手続きは複雑である。願人は本人ではなく「人主」と肩書される名前前であり、

女性たちが武家方と関係ないこと、髪や出来物の跡などが詳しく調べられた。手形の発給にあたっては、町年寄だけでなく留守居・町奉行・道中奉行にも請書を提出していたことが確認できる。

女性について、林玲子氏は四谷塩町一丁目の人別分析で女性に印がなく「後見」がつくことを指摘された（『東京都江戸東京博物館研究報告』第1号、一九九五年十月）が、もんからなをへの家質証文も両者に後見が介在している（1-41）。もんは表間口九間七寸六分、裏行町前二十一間余の家屋敷を担保に二百両の借金をした。

この文書の興味深い点は貸し主が金銭を必要とする場合は、加印の五人組が立合って金子を借替えさせるということと、家守を売り主もんの後見が勤めることである。後見は他町の居住者であるので、実態は「下家主」と記載された五人組に位置する大助が管理するものと考えられる。

（森田 朋子）

2 元治元年 御用日記留帳

「御用日記留帳」は四谷塩町一丁目の自身番屋に詰めていた徳兵衛によって書かれたものである。形態は縦帳、二つ綴りで、大きさは縦二三・七センチメートル、横一六・四センチメートルである。本資料の表紙には「元治元年（一八六四）正月より」とあるが、実際には安政五年（一八五八）三月から元治元年（一八六四）一二月に

かけて作成された証文類が書きとめられており、その数は五十二件七十点に及ぶ。その特色としては、まず、自身番が町内の治安維持にあたる警護役であったことから、盗難、質物の吟味において火附盗賊改役に提出した証文が多いことがあげられる。盗難品は質入されることが多く、このため、火附盗賊改役による質物吟味は頻繁に行われていた。吟味の際に作成された証文に見られる衣類の記述は色や柄に至るまで詳細に書かれているため、当時の人々の風俗を考える上でも興味深い。

第二に、金銭の借用をめぐる訴訟に関するものが多く見られる。特にまとまっているのは、彦根藩主井伊直憲の家臣に対して、四谷塩町一丁目丈兵衛地借弥六が万延元年（一八六〇）七月以来、用立ってきた金子の返済が滞っていることから、町奉行に訴え出た一件に関するものである（2-11・22・24）。

第三に当該期の世情を反映した興味深い記述が見られることがあげられる。將軍の上洛、兵賦金の徴収、長州藩上屋敷の取り壊し等がそれにあたる。文久三年（一八六三）三月、徳川家茂は將軍としては二三年ぶりに上洛した。家茂の江戸帰着後、元治元年（一八六四）十月、「御上洛候御祝儀」として、市中の町人に対して金六万三、〇〇〇両が下賜されることになった（2-35）。この御祝儀金は市中惣竈数三万三、九四二軒に割り、一軒につき錢三貫一三九文が下賜されることが決められた。御祝儀金の下賜にあたり四谷塩町一丁目では、竈数調査を行い、文久三年（一八六三）九月の人別取

調以降に四谷塩町に引越してきた者、および、四谷塩町から他所へ引越した者の引越先を書き上げている。祝儀金が実際に下賜されたのは十月二十一日である。この下賜金には、剰余金があり、四谷塩町一丁目では銭八七九文を一二一軒（表店六十三軒、裏店五十八軒）に割り、一軒につき七文が十一月七日に渡された。なお、この時に出された町触は石井良助氏収集資料、「御触帳」(90373335)に見ることが出来る。將軍上洛における御祝儀金の下賜は、すでに文久三年（一八六三）三月九日、京都においても行われていた。このことは『藤岡屋日記』第一卷（三一書房、一九九二年、八頁）にも記されており、江戸市中の町人も御祝儀金の下賜を期待していたことが推測される。この下賜金に関する一連の記述は、將軍の上洛の持つ社会的意義を考える上でも重要であろう。

文久改革の一環として文久二年（一八六二）十二月兵賦令が出されているが、本資料中にも、これに関連する記述がある（2151）。兵賦令では五〇〇石以上の家臣に対しては、石高に応じて知行所より一七才から四五才までの壮健な者を差し出させ歩兵組として編成するとともに、五〇〇石未満、蔵米取の者には金納が命じられている。本資料には、四谷塩町一丁目家主伊太郎が小普請組安藤与十郎明支配浅井鉄次郎・小普請組岡田将監支配小栗又左衛門・同支配川村周之進から集めた兵賦金を紛失してしまった事件が記されている。この一件がどのような形で決着が付けられたのかは明確にしないのではあるが、伊太郎が兵賦金の集金を行っていたことは興味

深いところである。兵賦金の取立ての実態を伺うことができる記述であると見えよう。

この他にも幕末期の世相を反映した事象としては麻布の長州藩上り屋敷の取り壊しに関する記述があげられる（2134）。取り壊しには町火消があたったが、費用が多分に掛かることから、その助成として四谷塩町では金二十五両を差し出した。この屋敷取り壊しは、元治元年（一八六四）七月におきた禁門の変（蛤御門の変）の影響によるものと推測される。

本資料には四谷塩町とは直接の関係が見られない事柄も書きとめられている。例えば、永代橋の掛け替えにあたって、渡り初めを仰せ付けられた深川中島町家主吉兵衛の父惣兵衛等の請書が写されている（2111）。この請書を写した理由として「年月日等相違致候へ共、稀成事故書写置もの也」とあり、永代橋の掛け替えが「稀なる事」として認識されていたことがわかる。この他にも斉田塩の売捌きに対する評定所の申渡しなどが記されており、本資料の作成者である徳兵衛の関心事を垣間見ることが出来る。

以上、雑駁ではあるが「御用日記留」の内容の特色を紹介してきた。本資料は自身番屋の記録であることから、自身番屋の機能を知る上で有効であることは勿論であるが、とくに將軍の上洛や兵賦といった幕末の世情を反映した記述が多く、今後の幕末期研究に寄与するところが大きいと思われるのである。

（岩橋 清美）

3 慶応三年 御用留

当「御用留」は、四谷塩町一丁目の書役徳兵衛によって作成されたものである。形態は縦帳、二つ綴りで、大きさは縦二三・五センチメートル、横一六・五センチメートルである。

表紙には「慶応三卯年 丁正月吉日」とあるが、前年の十二月二十四日付の濟口証文から始まり、慶応三年十一月二十九日付の訴状まで四一件六三点の記載がある。その内訳は、盗難が一二件(含再出)、盗品などの不正品の買取・買取が七件、金銭訴訟が六件(同上)、欠落久離帳付願が三件、自殺・押借・草苅場関係が各二件、強盗一件、その他六件となっている。

四一件のうち一八件は書類提出後の経過が記されている。

九月十三日付利助の不正品買取(3-30)では、書類の記載内容と事実が異っていたことから、町奉行所の大沢藤蔵の手先寅吉にひたすら頼み込み、金一両二分を渡して引合を除いたという生々しい記述がある。

六月中旬に生じた五兵衛の金銭盗難(3-28)では、犯人二人は幼年であったが、一人は一八両と錢八〇貫文盗み、酒食に費やしたとして、入墨・重敲の上実父へ引渡し、一人は七両と錢二〇貫文を盗み、捨て遣いしたとして、入墨の上実父へ引渡しの処分を受けたと記されている。

件数が一番多いのは盗難である。当御用留では強盗事件を含めて一三件にのぼる。これに不正品の買取・買取の七件を加えると登載項目の半分近くが盗難関連である。このうち犯人捕縛以前に被害届を出しているのは、九月十三日に生じた強盗事件(3-31)のみで、ほかは犯人捕縛後、町奉行所からの問合せに答える形で始めて被害を訴えているので、実際の盗難事件は、ここに顕われているよりも頻発していたと考えられる。

四月四日には、同時に四件の盗難に関する返答書が出されている。うち二件は当年の三月十一日の夜九つ(3-10)と九つ半時(3-11)と連続している。ほかの二件は前々年十二月中旬(3-12)と、当年の二月二十二日(3-9)に生じた。うち当年の三件は北町奉行所扱い、前々年の事件は南町奉行所扱いとなっている。

本書中の唯一の「凶悪事犯」は、九月十三日に生じた古着渡世利兵衛宅に押入った強盗事件(3-31)である。侍鉢の二人組が裏口の戸をこじ開け、刀を抜いて「金を出せ」と脅し、金品を奪ったというものである。犯人は十月二十日に捕縛された。氏名が記されているので武士身分の者と思われる。

十月十四日付の人宿喜兵衛方寄子の三人の身分照合の件(3-37)では、旗本の歩卒に抱入られていた熊吉・宇吉・条次郎の三人が、暇を出されたので、やむなく板橋宿に屯集したところを咎められ、人宿預けになったとあり、幕末の世相をよくあらわしている。

訴訟や刑事事件の管轄の部署は、文化度の「言上帳」、元治度の「御用日記留」にある火附盜賊改が慶応二年八月四日廢職となっているので、ほとんどが町奉行所である。ただし、四月十三日に八右衛門が自害した事件(3-13)では、現場が青山久保町の智学院という寺であったので、寺社奉行の配下が検使を行っている。また六月五日付の座頭金返済に関する訴訟(3-24)も寺社奉行所が扱っている。

自殺者の検使記録は前出の八右衛門のほか、町奉行所が行った六月二十三日夜に生じた、ちよの井戸への投身自殺(3-25)がある。両事件とも親族・発見者・医師・家主など関係者の詳細な口書があり興味深い。

当「御用留」には三つの地図が載せられている。うち二つは五月二・十八日付の草苅場に関するもので、御堀端通り四谷御門外付近が描かれている。両者はほぼ同じもので、口絵には記載範囲の広い五月二日付の地図を図2として収載した。もう一つの地図(図3)は関連記事がなく、十月二十一日条と二十九日条の間に収められている(3-40)。この地図は五月二日付の地図よりも南北に少しづつ広い範囲が描かれている。図3中には図2の床番屋・自身番屋、玉川上水見守番屋のほか松平新九郎邸前に組合番所と四谷御門際は水茶屋七件が記されている。この水茶屋は葭簣張で弘化二年十二月二十八日に町奉行鍋島内匠頭(直孝)の御白洲で願の通り仰せ付られたとの記載がある。また四谷御門際の麴町十一丁目自身番屋

も文久元年三月二十八日に町奉行石谷因幡守(穆清)の御白洲で願いの通り仰せ付られたという注記がある。

(近松 鴻二)

補遺 文政七年十月十一日 敵討に付口書の事

本書は文政七年(一七二四)十月十日、四谷塩町一丁目往還で生じた敵討の一件史料である。一紙、縦一六・五センチメートル、横二一七センチメートル。この敵討については『藤岡屋日記』第一巻(三一書房、一九八七、三四四頁)文政七年十月十日条に記載がある。本書には現場となった四谷塩町一丁目の町方に関する記述が多いが、『藤岡屋日記』では敵を討った宇市が構なし、身柄は領主山田三十郎の家来へ引渡すなど関係者の処分まで記されている。

なお本書は、当館都市歴史研究室長の収集にかかる。